

幼兒保育刷新方策（案）

日本教育會保育部會

日本教育會保育部會で左の刷新方策が立案せられた。

新日本建設に當り、學齡前の教育及保護に關する制度の綜合的確立を圖ることは喫緊の要務である。

一、幼稚園令、幼稚園關係法規を改正すること

（説明）幼兒保育制度の改革には幼稚園關係法規の改正を必須とする。

抑々教育審議會答申の方向が現在並に將來に亘つて必ずし

も當を得たものでなかつたにせよ、右に應じて最近までに

他の凡ゆる學校令は相當大きな改正を體験したのであつた

が、幼稚園令は遂に放置せられたまま終つてゐる。一方

大正十五年に制定せられたる本法令は偶々發達の途上に在

つた幼兒保育施設の當時の實狀を——更に云へば發達の途

上に在るとの認識を基礎として——多分に反映せるもので

ありその後既に二十餘年を経たる今日、而も今や平和新日

本建設の構想の下に凡ゆる施策が展開せられねばならぬ時根本的に再検討せらるべきは論を俟たぬところである。

二、幼稚園と託児所が異なる所管下に在つて別途に取扱はれ

たる弊を除き幼兒保育施設を統一すること

イ　満四歳以上の幼兒を繼續的に收容するものは原則と

して就學前教育を主とする施設となし、之を凡て幼稚園（假稱）となすこと

ロ　満一歳以上満三歳以下の幼兒を積極的に收容するものは社會的養護を主とする施設となし、之を保育所（假稱）となすこと

ハ　季節的又は一時的に幼兒を收容するものは之を託児所となすこと

ニ　満二歳以下の乳幼兒を收容するものは特殊の託児所と看做し之を乳幼兒託児所となすこと

（説明）從來の幼稚園、託児所、保育所等は夫々異なる設立趣旨、沿革を持つとは云へ、實際には凡てのものが教育と養護との兩機能を持つこと、更に收容せられたる幼兒を主體として考へれば、保育の平等がそこに確立せられて居ねばならぬはずである。又幼兒の成長段階に應じて教育と

養護の濃淡が自ら生することは自明の理にして、この點よりして年齢による統一が必要とされるわけである。

幼稚園（假稱）、保育所（假稱）、託児所としての統一は何等施設の劃一化を企圖するものでなく、専ら指導、監督、助成等取扱の面に於ける均等性を與へんがためであり、現

實に於て各様の形態、運營が許さるべきは勿論、その名稱も亦支障なき限り、種々であつて差支へない。

三、幼稚園假稱保育を義務制にすること

イ 保育の機會均等を實現すること

ロ 國庫による補助金制度を確立すること

ハ 幼児保健管理を國營すること

ニ 學齡低下に關する問題は幼稚園保育との關係に於て解決すること

(説明) 幼稚園保育の義務制は社會による幼兒教育、幼兒保護の強化を意味し、保育の平等の前提條件である。

右は當該年齢の幼兒に對する家庭教育を幼稚園保育によつて行せしめんとするものではなく、前者は飽くまでその優位性を保つべきである。

夫にも拘らず幼稚園保育の義務制を要請する所以のものは、實際に於て家庭の教育が萬全を期し得ず、更に少なからざる家庭に於て施設による保育が不可缺なる事實を超へて、實に次の事由による

(一) 凡ゆる幼兒に對して保育を受けける機會を與へる。

(二) 幼兒の社會性涵養、協同生活指導等の如く、家庭にては、乃至家庭のみにては不可能なる、而もこの年齢児に極めて重要な教育が存在する。

(三) 適切且十分なる遊びの場所の提供、偏食矯正、栄養等を目的とする給食等は施設を俟つて初めて可能である。

(四) 公民性の基礎教育、科學教育基礎指導等とも關係する學齡低下の問題も、むしろ幼稚園保育と國民學校最低二學年に於ける保育的教育方法の徹底によつて解決せられる問題であり、換言せば、初等教育制度の改革は之亦幼稚園保育の義務制を前提としてのみ可能である。

四、保育所（假稱）の育成、監督を強化すること

(説明) 保育所（假稱）は幼稚園（假稱）に比して社會政策的にははるか重要であるが、その經營は經濟の上からも仕事の上からもはるかに困難なるため、特に十分なる指導助成と適切なる監督がなければならぬ。

五、保母の地位向上を圖ることと共に、養成方法を改善すること

イ 保母の地位、待遇を學校職員と同等にすること
ロ 保母養成機構を確立し、その學科目に統一的基準を

與へること

ハ 保母は幼稚園保母と保育所保母の二つに分ち、夫々の資格を定めること

ニ 保母養成機關設置につき地域的配慮をなすこと

(説明) 従來保母は實際に於て國民學校教員より一段下に取扱はれたるのみならず、本來保母とは一定の資格者に對する名稱なるにも拘らず厚生省關係の託児所保育擔當者にも流用されきたるがため、社會一般の保母に對する評價を更に低くせしめたる觀無くもなかつたのである。

然し今後、保母は單に幼兒保育の擔當者たるのみならず、幼兒を通じての母親教育者たるべく、更に進んでは施設區

域の全幼児の教育養護、保健の指導者たるべきにして保母の地位、待遇の改善と共にその素質の向上が努力せられねばならぬ。

引揚母子援護対策協議會

恩賜財團母子愛育會 竹田俊雄

に具申し、なほ主な政黨や關係各方面にその趣旨を傳へ、協力を依頼した。

決議事項

海外から引揚げて来る兒童は相當多數に上つてゐるが、これらを援護する上に「ことども」としての考慮が、社會的な面でも、心理的な面でも、生理的な面でも、殆ど拂はれてゐなかつたので、愛育研究所ではさきに竹田所員の引揚援護狀況視察報告をもととして「引揚兒童指導對策要綱」を作成し、厚生省の引揚援護院や社會局その他關係諸方面に具申したが、問題的重要性にかんがみ、七月十日「引揚兒童指導對策委員會」を厚生省内に開催し、引揚援護院長官齋藤惣一氏以下の臨席を得ていろいろ審議の結果、民間引揚援護關係團體及び兒童關係の研究者、實際家などをもつて「引揚母子援護對策協議會」を組織することとし、七月二十六日と二十九日の兩回にわたり、事務所である母子愛育會内に於て會合し、次のやうな決議を行ひ、これを八月十日厚生大臣と文部大臣

- 一 中央並に地方官廳、團體、施設間の聯絡の強化
- 二 引揚母子指導者の配置と引揚母子相談の設置
- 三 引揚途上における援護の強化
- 四 育兒院と母子寮の擴充強化
- 五 引揚者收容施設に兒童室、遊戯場、託兒所設置
- 六 引揚母子の栄養補給の改善
- 七 引揚母子の衣料特配の確保
- 八 引揚兒童の補習教育と生活指導の實施
- 九 引揚兒童のある家庭の職業及び住居の安定
- 十 引揚母子の保健對策